

平成 29 年 4 月 定例 教育 委員会

日 時 平成 29 年 4 月 14 日 (金)
午前 10 時 00 分～

○中島委員長

ただいまから平成 29 年 4 月 定例教育委員会を開催いたします。よろしくお願いいたします。
それでは、教育総務課長から日程説明をお願いします。

1 日程説明

○林教育総務課長

本日は、議案 3 件、報告事項 16 件、合計 19 件となっております。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

2 一般報告及び議案の概要説明

○中島委員長

では、教育長から、一般報告と議案の概要の説明をお願いします。

○山本教育長

久し振りに桜が咲き誇る中で新学期を迎えることになり、また、本日で熊本の地震から一年、中部地震からも間もなく半年が経とうとしているところです。倉吉市では学校給食センターが被災していましたが、無事に改修が終わり、今月 11 日から給食が再開したところですし、三徳山の登山道がずっと閉じられていましたが、観光シーズンを迎える前に仮設の迂回路が設置され、18 日から登れるようになる等、着実に復興も進みつつあります。一方で、倉吉に行ってみると、まだブルーシートが張られたままの家が多くありますし、学校施設や文化財等も完全に直ったわけではなく、復旧が道半ばのところもありますので、引き続き力を入れて復興に向けて取り組んで参りたいと思っております。こうした中、地震の教訓を生かすべく、先般、学校現場等に対してアンケート調査を実施して参りましたが、その結果を踏まえ、学校現場で使っていただけるような防災マニュアルを県教委で参考資料として作成しました。これを元に、学校で現在使用しているマニュアルをもう一度点検してもらう等、今後の災害に備えていただきたいと思っております。

美術館の関係では非常にお世話になりましたが、先日の 2 月の県議会で、美術館の基本構想を元に次の段階に進んでいくことと、倉吉に美術館を建設することについて、付帯意見が付いたものの、県議会の了承を得られました。この関係で、3 月 23 日に鳥取市議会の全員協議会から招集がかけられ、説明に行参りました。その模様はケーブルテレビで繰り返し放送されていますが、市議会議員の皆さんから、前計画の凍結のいきさつ、その際に整備した市道に関する対応等について、県教委を含めた対応の不十分さやそれらも含めた検討の方法等について、不満や不信をかなり表明されました。市議会としては承服しかねる手順等で進められており、来年度予算も補正で一旦元に戻し、改めて検討し直すべきだという意見に大きく賛同の声が上がる等、厳しい状況がありましたが、今回策定した基本構想が終着点ではなく出発点であり、市議会、文化団体

等も含めてしっかりと説明して理解を求めていくということをお伝えしました。引き続き各方面に丁寧に説明していきたいと考えています。他にも3月31日に、倉吉市と北栄町の首長に対して説明と、今後の連携についての協力をお願いしましたし、4月1日には北栄町の議会からお呼びがかけられ、検討経緯等も含めて説明をさせていただいたところです。しばらくは、こうした形で関係市町村等を回り、説明を行いながら、理解、協力をお願いするということを行って参りたいと考えております。

3月27日には、長時間労働の是正に向けた働き方改革が社会的に問題となっている中、市町村立学校の教職員の方々の長時間勤務の是正に向けた検討会を新たに立ち上げました。検討会の中には、市町村の教育長、学校現場の校長、民間のコンサルタントの方にも参画していただき、学校における業務改善をしっかりと進めていこうとしております。特に中学校においての部活動が長時間勤務の原因の一つとなっており、これについてのワーキンググループを特別に設置し、しっかりと検討していこうとしております。後ほど報告事項の中で詳しく説明させていただきたいと思っております。

3月28日には、エキスパート教員の認定証授与式を実施しました。詳細は報告事項で添付しておりますのでご覧いただきたいと思います。今年度105名のエキスパート教員がいらっしゃいますが、昨年度の107名からは減少しております。新規に認定する一方で、管理職になる等で抜かれる方がかなりいらっしゃるためです。改めて、しっかりと新しいエキスパートの方を探す、育てるということに取り組んでいく必要があると考えているところです。

年度末、年度初めには、辞令交付式や県立学校の入学式が行われました。委員の皆様方にも入学式にご出席いただき、厳粛な雰囲気の中で生徒が新たなスタートを切る場面を見届けていただきました。ありがとうございました。

併せて、事務局の方の組織改正等に基づき、美術館整備準備室、幼児教育センター、ハートフルスペース等新しい組織の立ち上げ式も実施しました。これらにつきましても詳細を報告事項等で説明申し上げたいと思っております。

4月13日には、県と市町村の教育行政連絡協議会が実施され、全市町村の教育長にお集まりいただき、本年度の県の施策等についてご説明するとともに、直面する課題等について意見交換を実施しました。色々と厳しい意見も含めて意見を頂戴しましたが、関心の高かったのは、小学校の英語の教科化について、現場では、教職員に研修や学びの機会はあるのかということについて、かなり不安感があるということがありました。また、新設された「ささえ愛交通安全条例」について、自転車に乗る際のヘルメット着用が努力義務化され、このたび知事部局でヘルメット購入助成制度が作成されたことについて、中学生だけでなく高校生も助成の対象となっている中、市町村と県との役割分担についての意見がありました。また、地震関連で、災害時に教職員が近隣の市町村に応援に駆けつけられるシステムを全県で構築できないかという提案もありました。また、教員の評価・育成システムの見直し等について、現場の意見も聞きながら進めてほしいという意見もありました。こうしたことについて、今後もしっかりと意見交換しながら進めて参りたいと考えております。一般報告は以上です。

本日は、3件の議案をお願いしております。議案第1号は、鳥取県立学校の管理規則の一部改正についてで、先般、学校教育法施行規則が一部改正され、新たに部活動指導員という職が新設されたことに伴い規則の改正を行おうとするものです。議案第2号は、平成29年度の鳥取県教科用図書選定審議会への諮問についてで、審議会の委員については先般お諮りしたところですが、平成30年度に使用する小学校の道徳の教科書及び特別支援学校、特別支援学級における一般図書についての採択基準や選定に必要な資料等について、審議会に諮問をしようとするものです。

議案第3号は、鳥取県文化財保護審議会の諮問についてで、保護文化財2件、有形民俗文化財1件を新たに指定することにあたり、審議会の意見を求めようとするものです。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

3 議 事

○中島委員長

では、議題に入ります。本日の署名委員は若原委員と鱸委員にお願いします。

(1) 議 案

○中島委員長

では、議案第1号について、説明をお願いします。

議案第1号 鳥取県立学校管理規則の一部改正について

○足羽参事監兼教育人材開発課長

議案第1号、県立学校管理規則の一部改正について、ご審議をお願いします。この度、学校教育法施行規則が改正され、学校に部活動指導員を置くことができるようになったことに伴い、鳥取県の県立学校の管理規則を改正し、部活動指導員を置けるようにするものです。部活動指導員は、校長の監督を受け、スポーツ、文化、科学等に関する教育活動において技術的な指導に従事する者で、学校教育や児童生徒のことをよく理解しており、技術的な指導が可能な者を県教委で任命するもので、部活動が教職員の負担感の大きな原因の1つとなっている中、多忙解消や負担感軽減に向けた取り組みとして実施するものです。今年度は、まずは試行的に、県立高等学校5校において、特別な船舶資格等が必要なボート、ヨット競技において実施したいと考えており、具体的には鳥取商業高校のボート部、鳥取湖陵高校のボート部、米子南高校のボート部、境高校のボート部及びヨット部、境港総合技術高校のヨット部で6名の配置をしたいと考えています。このボート、ヨット競技は、後継者の育成が難しく、更には水上で行う競技であるために危険を伴い指導者が得難いものなので、ここに船舶資格等を持った者を配置することで、指導の充実、強化を行おうとするものです。部活動指導員の配置については体育保健課が主管となって進めており、現在は募集要項を出して募集しており、人選をしっかりと、資格を持ち、学校が安心して任せられる者を選んでいくところです。以上です。

○住友体育保健課長

補足させていただきますが、6名の配置に向けて人選等行っており、明後日の試験に向けて募集を締め切ったところですが、応募があったのはヨット0名、ボート3名の合計3名でした。不足分、特に応募の無かったヨット競技についてどう対応するかということについては、引き続き検討していきたいと思っております。

○中島委員長

何かご質問はございますか。

○佐伯委員

部活動指導員に任期はあるのでしょうか。

○足羽参事監兼教育人材開発課長

非常勤職員ですので、1年ごとの任期となります。

○坂本委員

年齢制限はあるのでしょうか。

○足羽参事監兼教育人材開発課長

年齢制限は、特にありません。

○若原委員

「部活動指導員の配置に関し必要な事項は、教育長が別に定める」とありますが、別に定めたものが募集要項ですよ。これを見せていただければ、任期等も記載されていると思います。

○住友体育保健課長

はい、すぐに配布させていただきます。

○佐伯委員

ヨット競技等、人数が想定に足りないところについて、協会に推薦してもらうような動きはとられないのでしょうか。

○住友体育保健課長

すでに推薦をお願いしているのですが、応募はありませんでした。聞くところによると、本人が競技力向上に専念したいという気持ちがあるようで、難しいという話を聞きました。

○坂本委員

部活動指導員を募集している部活について、現在は高校の先生が対応されているのですか。

○足羽参事監兼教育人材開発課長

はい、そうです。そこに、非常勤職員の部活動指導員を置くことで、普段の練習や練習試合、大会等の引率を部活動指導員ができるようになり、先生の負担軽減につながると考えています。部活動指導員は月60時間、年間で480時間を上限としており、学校の裁量の中、指導に必要な時間の配分をできるようにしております。

○中島委員長

学校教育法施行規則の改正は、多忙感の解消を目的に実施されたものなのでしょうか。

○足羽参事監兼教育人材開発課長

改正内容は部活動指導員の設置ですので、全国的に部活動が長時間勤務、多忙感の要因をなっているのは確かな中、専門性を持った部活動指導員の配置はその解消だという主旨だと理解しております。

○中島委員長

制度の目的である教員の負担の軽減は、非常にいいことだと思うのですが、それにどう誘導していくのかということが重要になると思います。今回の場合、専門性の高い人を、あまり指導する人がいない部活動に配置するというのは、一見制度の導入の趣旨と必ずしも合致しないように感じるのですが、今後はどう進めていこうと考えているのでしょうか。

○足羽参事監兼教育人材開発課長

予算の問題もあり、配置人数に限られるという面もありますが、高校でも中学校でも、拡大していきたいとは考えております。今年度配置する5校での成果等も見ながら、今後の進め方については検討したいと考えております。

○中島委員長

今までも再三議論したことではあるのですが、学校によって部活の位置付けに違いがあるので、なかなか一律に対応するのは難しいところもあると思います。ですが、開かれた学校という観点もありますし、人材が少ない、専門性のある人が少ないというところへの対応だけでなく、今後のより積極的な導入に向けて、判断の材料になるような、好事例、不具合等の情報の蓄積をできるようにしてほしいと思います。

中学校の部活動においてはどのような動きになるのでしょうか。

○住友体育保健課長

中学校ではまだ部活動指導員は配置されていないと思います。まず、本年度に県立学校でモデル的に導入し、その効果を検証しながら、今後他の県立学校、中学校等への展開を考えていきたいと思います。また、中学校においては、費用負担の問題で、県で負担するか、市町村で負担するかの問題も出てくると思います。

○中島委員長

野球部の監督等が、外部から呼ばれているというケースを聞くのですが、それはこの部活動指導員とは違うのでしょうか。

○住友体育保健課長

それは外部指導者で、外部の方に指導していただき、謝金を払うというものです。部活動指導員は、非常勤職員として採用し、報酬を払います。非常勤職員の採用とすることで、単独での指導や、単独での大会の引率を行う権限を与えることができます。

○佐伯委員

部活動指導員が入る部活動には、顧問に学校の先生は付かなくなるのでしょうか。

○足羽参事監兼教育人材開発課長

いいえ、学校の先生を必ず顧問に付けます。学校監督下の活動ですので、指導をしなくても、何かあったときの保護者対応、病院対応等は学校の教諭が対応するようにします。

○鱸委員

では、1つの部に非常勤職員である部活動指導員の監督と学校教員の顧問がいて、監督が指導を、顧問は学校での部活動に関わる庶務をすることになるという理解でよろしいでしょうか。

○足羽参事監兼教育人材開発課長

はい、基本的にはそうなります。

○鱸委員

実際には業務内容をきちんと分けないと、学校教員の業務負担の軽減につながりにくいと思うのですが、何か配慮はされるのでしょうか。

○足羽参事監兼教育人材開発課長

部活動指導員と顧問の先生での役割分担を明確にし、連絡体制を密にするということが大切だと考えています。

○田中理事監兼博物館長

昨年度関わった関係から発言させていただきますが、この制度は二面を追求した制度です。1つは働き方改革という部分で、単独指導、単独引率ができる外部の指導者を置くことで教員の負担軽減になるということ、もう1つは専門性を持った方の指導により、競技力を向上させるということということです。その中で、今回モデル的に実施しようとしている、指導に免許が必要な競技の部活動については、免許の取得等が特に教員にとって時間的、精神的な負担になっているという理由からまずは先行して実施するものです。

また、部活動指導員の制度は、費用について、国の支援が無く、全て県で負担する必要があるものになりますので、拡大に向けては財政的な問題もあり、しっかりとした検証をしながら進めていく必要がありますので、今年度モデル的に実施しながら、課題を整理していき、今後の拡大の仕方、市町村立中学校での導入の仕方について話を続けていく必要があると思います。

○若原委員

外部指導者と部活動指導員の差がよくわからないのですが、今後は使い分けということになるのでしょうか。

○住友体育保健課長

外部指導者は予算的にはかなりの人数を、高校、中学校に配置できるような予算が既にあるのですが、単独指導、単独引率ができず、教員の時間的拘束等の負担の減少は多くは期待できません。部活動指導員はそこから負担軽減に向けて一步進めるというかたちになりますので、今後の拡大に向けて検討していきたいと考えています。

○佐伯委員

部活動指導員の導入により、競技力向上に向けて専門的な指導をされると思うのですが、生徒との信頼関係の構築や、行き違い等のずれの解消には、顧問の先生の存在、連携が非常に大事になると思います。中学校で、外部指導者が入っているケースで、指導を熱心にするものの、勝ちにこだわる監督の下で、機会が与えられない生徒が出てきて不公平や不満が生じるということを知ったこともあります。部活動指導員の方に指導を全て任せてしまい、顧問の先生があまり顔を出さないという流れになった時には難しいところも出てくるのではないかと心配に思うところがあります。多忙解消に向けてのことなので、指導を任せることも大事だとは思いますが、そういった生徒との関係性の状況についても、年度途中でも教えていただくと安心できるかと思えます。

○鱸委員

部活層の顧問の先生とは信頼関係が厚く、結びつきも強くて、社会人としての成長に向けて色々なことを教えていただくことが多いと思いますので、そういった部分は大切にしてほしいと思います。

その中で少し聞きたいのですが、実際には、この時間外の業務軽減は、現場の先生から時間外での部活動が負担になっているという声が上がって来て問題になっているのでしょうか、それとも、安全衛生法等のルールについて、外部からの規制等により問題となっているのでしょうか。

○田中理事監兼博物館長

全体的な話としては、政府が労働基準法について、月100時間以内等、時間外勤務の上限を設定する等の改正に向けて動いている中、民間企業にそういった対応を求めるからには、学校等の行政組織でもそれを遵守するようにするのが基本だという話があり、働き方改革の中で議論されているという流れがあります。

○足羽参事監兼教育人材開発課長

現場においては、部活動も一生懸命やる先生方にとっては、それを制限することで逆に負担感が多くなるという方もいる一方で、自分で経験したことも無い競技の顧問となり、指導もできず、大会があれば土日にも引率するという事で大きな負担を感じる方もいます。教員であれば中学校、高校ともにほとんどの学校では何らかの部活動の顧問になるようになりますので、全ての教員が専門指導をできるわけではなく、自分もできて一生懸命やりたい方と、そうでない方の温度差がある部分が難しいと考えています。指導の問題、教員の家庭の問題等がある中、そういうところにも手を差し伸べていけるような仕組みになればいいと思っています。ご心配いただきました生徒との信頼関係についても、指導者が外部の方であっても必ず構築する必要があります、これは学校の責務だと考えていますので、しっかりと対応できるようにしていきます。

○中島委員長

では、議案第1号については、原案のとおり決定ということでよろしいでしょうか。（賛同の声）。原案のとおり決定といたします。

議案第2号 平成29年度鳥取県教科用図書選定審議会への諮問について

○音田小中学校課長

議案第2号、平成29年度鳥取県教科用図書選定審議会への諮問について、審議をお願いします。諮問の内容について資料に記載があるのですが、平成30年度に新たに特別の教科 道徳の小学校教科用図書を採択することになっており、この採択事務を今年度中に行う必要があります。県教育委員会として、この採択事務を行う市町村教育委員会及び義務教育諸学校の校長に対して、適切な指導、助言または援助を行う必要があります、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条第1項の規定により、採択基準、選定に必要な資料、県の教育委員会が行うべき役割等の記載の6項目についての諮問を行うものです。

審議、答申の流れですが、本日諮問することを議決いただきましたら、4月27日に予定しております第1回の審議会に先ほどの6項目について諮問し、協議していただきます。その第1次答申を受けた後、採択の期限となる8月31日までに教科書の発行者から見本本が提供され、教科書展示会を各図書館等で開催し、地区ごとの協議会及び調査委員会の実施等を経て、各市町村教育委員会から採択結果が報告されることとなっております。

審議会で審議をお願いする委員については3月の定例教育委員会で議決いただきましたが、20名を予定しており、義務教育諸学校の校長及び教員、市町村教育委員会の教育長、教育委員といった学校教育に専門的知識を有する職員、大学教授、PTA役員、一般の方等の教育に関し学識経験を有する有識者の3種のカテゴリーからそれぞれ6名から7名程度を選出し構成します。委員については、公開するとそこへの働きかけ等があることがありますので、採択の終了までは非公開としております。説明は以上です。

○鱸委員

平成30年度に特別支援学校で使用する教科書については、障がいの種類に関わらず、全体の教科書を選定し、実際に入学する生徒が実際に使用する教科書はそこから選択するということになるのでしょうか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

特別支援学校の一般図書、絵本については文科省からいくつかの図書が追加で指定され、それに対し、こんな図書だ、とか、こういう子どもたちに適している、といった選定に必要な資料を作成し、各学校等に配布することとなります。

○若原委員

教科ごとに審議会があるのでしょうか。

○山本教育長

審議会は毎年1つで、その中で、調査員が教科ごとに調査を実施して資料を作成します。

○中島委員長

よろしいですか。（賛同の声）。では、議案第2号は、原案のとおり決定とします。

議案第3号をお願いします。

議案第3号 鳥取県文化財保護審議会への諮問について

○片山文化財課長

議案第3号は、3件の文化財について、保護文化財に指定するべく、文化財保護審議会への諮問を行おうとするものです。

1件目は、理性院・金剛王院等相承血脈次第并紙背文書というもので、鳥取市歴史博物館が持っている巻物です。この中に、南北朝の南朝側が因幡・紀伊・越州の各国衙領の管理を認める院宣を書き写したものが認められ、6通のうち3通が因幡の国に関するものです。14世紀末における国衙領の所在を示すとともに、後南朝との関係をうかがえるもので、非常に貴重であり、文化財に指定しようとするものです。

2件目は、平家物語 宇治川先陣・弓流図屏風で、渡辺美術館が所蔵されているものです。根本幽峨という絵師が描いたもので、根本幽峨は沖一峨の弟子に当たります。作品は資料に写真を掲載しておりますが、近世最末期の武者絵の大作です。近世狩野派で踏襲されてきた平家物語図の図様を用いており、幽峨の画家としての拠り所が知れる非常に貴重なものです。

3件目は、泊の漁業関係資料で、湯梨浜町の歴史民俗資料館に保管されている、旧泊村で使用されていた漁具の資料一式です。資料に写真がありますが、木に大きな石を括りつけた、碇として使用した漁具や、イカ釣りの際に延縄の場所を示すための浮きに使用した漁具等があります。旧泊村における漁業の特徴を示す資料として貴重であり、歴史を詳細に伝える充実した資料群として重要なものだと考えられますので、有形民俗文化財に指定しようとするものです。

今回、以上3件について、県指定文化財に指定すべく、文化財保護審議会に諮問しようとするものです。

○中島委員長

この2番はずいぶん保存状態がいいですね。

よろしいでしょうか。（賛同の声）。では、議案第3号は、原案のとおり決定といたします。

(2) 報告事項

○中島委員長

では、続いて報告事項に移ります。始めに事務局からまとめてご説明いただき、それから委員の皆さんの質疑をお願いしたいと思います。報告事項アからケ及びタについて、ご説明をお願いします。

報告事項ア 「鳥取県幼児教育センター」の設置について

○音田小中学校課長

報告事項ア、鳥取県幼児教育センターの設置について報告させていただきます。鳥取県教育基本計画に基づき、幼児教育の更なる充実を目指して、幼児教育の拠点機能の強化を図るため、小中学校課内に幼児教育センターを設置しました。第2庁舎5階の小中学校課の入り口のところに、智頭農林高校で製作した杉板の看板が掲げてあります。先週、教育長と子育て王国推進局長の2名に参加いただき、開所式を行いました。

幼児教育センターの業務内容は、資料に添付したチラシに記載をしておりますが、概要を申し上げますと、県教育委員会と福祉保健部の連携を一層深めることで、現在は幼稚園、保育園、認定こども園の間に区別があって指導や教育の内容も一元化されておらず、小1プロブレム等につながっている中、小学校等への支援や研修の一元化、調査研究の充実を図り、それぞれ協力で

きる体制を組むことを目的として設置したものです。体制は、小中学校課に幼児教育担当の課長補佐、係長、指導主事が各1名、東・中・西部教育局に幼児教育の担当指導主事が1名ずつ、保育専門員、幼児教育アドバイザーが各1名ずつ配置されています。これにより、各教育局から域内の小学校及び園に直接出かけて行ったり、市町村、市町村教育委員会と連携しながら各教育局や小中学校課で連携して合同研修等を実施したりしていきたいと考えています。現在、開所と同時に、各局を中心として各市町村教育委員会に協力の要請等を行っているところです。

報告事項イ 平成29年度県立特別支援学校教科用図書の採択について

○足立参事監兼特別支援教育課長

報告事項イ、特別支援学校の使用教科書の採択について報告します。内容が2件あります。

1件目は、今年度使用する教科書についてで、こちらは既に採択を終え、10月定例教育委員会で報告したところですが、その後、鳥取養護学校において申請の誤りがあったことが判明し、追加採択が必要になったものです。資料に記載の教科書一点を追加するものです。申請を誤った理由は、教科書採択の申請時に作成した仮の教育課程表と本来の教育課程表に違いがあったことを見落としていたことによるものです。再発防止に向け、学校、県教育委員会ともに確認を徹底する、教育課程表について教科書申請時の仮のものと本来のもので対照表を作って確認する、等を実施しようと考えているところです。

2件目は、これも新たな教科書の採択についてですが、こちらは特別支援学校に新たに新入・転入で児童が入学したことにより、新たな教科書が必要になったというもので、記載の教科書何点かを追加採択するものです。

報告事項ウ 平成29年度鳥取県立高等学校入学者選抜学力検査結果（得点状況等）について

○徳田高等学校課長

報告事項ウ、平成29年度鳥取県立高等学校入学者選抜学力検査結果について、報告させていただきます。平均点等について、資料に記載しておりますが、教科別で見ると、理科の平均点が例年よりも若干高めになっています。重要語句や基本的な仕組みを説明する問題の正答率が高かったことと、無答率が低かったことが影響したと分析しております。また、全ての教科で基礎的、基本的な問題の正答率が非常に高く出ておりました。問題ごとの詳細な正答率は17頁以降に記載しております。これは、小学校から中学校における日々の授業の成果が着実に定着しつつあるのではないかと考えています。一方で、各教科において、今後求められる、自らの考えを表現する力、考えをまとめて説明する力については問題の正答率が低く、その部分がまだ十分ではないということが見えてきたところです。今後、この部分を伸ばしていきたいと考えています。また、英語について、これまで二極化傾向にあると言われてきておりましたが、本年度の結果を見ると、まだその傾向はあるものの、解消してきていると考えています。今後も引き続き、県教育委員会として、高校入試の中でメッセージ性のあるものをしっかりと打ち出していきたいと考えています。

報告事項エ 平成28年度県立学校第三者評価の結果について

○徳田高等学校課長

続きまして報告事項エ、平成28年度県立学校第三者評価の結果について報告させていただきます。この第三者評価は平成22年度から導入しており、各学校のミッション、教育目標の達成に向け、具体的な方策の実現を図るために、外部の評価委員の方々の視点も加えることで、その評価に基づいた計画の改善を図ることを目的としております。評価については、各教科等の状況、児童生徒の状況、学校の管理運営、学校・家庭・地域の連携協力の状況の4項目について、それぞれに中項目、小項目を立て、中項目ごとに4段階での評価を実施しております。Aが「優れている」、Bが「良い」、Cが「おおむね満足」、Dが「要改善」で、Cが、課題が概ね達成できているという標準評価だと考えてご覧になっていただきたいと思います。

平成28年度は9校で実施しており、27名の評価委員に各校3名ずつの9チームでそれぞれ2回に渡って学校訪問し、評価を実施していただきました。各校の評価結果等は別冊のとおりです。事務局としても、改善できる点については、早く取り組むという観点で、学校の意見も聞きながら指導を入れていきたいと考えているところです。

報告事項オ 平成28年度グローバルリーダーズキャンパスについて

○徳田高等学校課長

続きまして、報告事項オ、平成28年度グローバルリーダーズキャンパスについて報告させていただきます。世界を視野に入れて活躍する高い意欲と志を持った人材を育成するために、昨年度から県内の高校生を対象に、アメリカのスタンフォード大学が提供する遠隔講座を活用したプログラムで実施をいたしました。昨年度は県内8校から35名の生徒が受講しました。生徒がビデオを視聴して指示されたテキストを読んだり、質問や課題を提出したり、ホームページ等で受講者同士での意見交換を行ったり、バーチャルクラスという形でディスカッション等を実施したりという内容で実施しました。

これに取り組むことにより、英語で表現、思考、判断する力が非常に育ってきており、成果を感じられ、非常に有効なプログラムだと確認できました。一方で、課題もありまして、参加した生徒の英語力に若干の差があり、課題の難易度の設定や、議論を発展させることが難しかったと考えております。また、授業の開始が年度中途からになったため、スケジュールが非常に窮屈になってしまったということもありました。また、講座の様子を、講座に参加していない生徒たちも広げるような取り組みがもう少し必要だったのではないかと考えております。これらを踏まえ、今年度は、早めに取りかかるとともに、より多くの高校生が参加する機会を増やすために、ライブ講座の授業の様子を公開したり、受講生以外の高校生との意見交換の場を設定したりできないかと、スタンフォード大学と連絡調整を図っていきたいと考えているところです。

報告事項カ 県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則の一部改正について

○池上社会教育課長

報告事項カ、県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則の一部改正について、博物館と併せて報告いたします。この度、教育長の臨時代理による決裁により、表記の規則を3月31日に一部改正し、4月1日施行といたしました。内容は、指定難病の患者等の社会参加を促進するため、県立博物館の入館料及び使用料、船上山少年自然の家、大山青年の家の

使用料の減免対象を拡大するもので、減免対象に、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者及び難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による医療受給者証の交付を受けた者を新たに追加するものです。今回の改正は県庁全体で揃って取り組んでいるもので、この規則の改正と同様に、鳥取県公有財産事務取扱規則等の一部を改正する規則が施行されておりますことを併せて報告をいたします。具体的な改正の内容は資料に記載しているとおりです。

報告事項キ 中・西部地区におけるハートフルスペース（教育支援センター）の立上げについて

○三橋いじめ・不登校総合対策センター長

報告事項キ、中・西部地区におけるハートフルスペースの立上げについて報告いたします。不登校、ひきこもりの子どもに対して、義務教育段階では学校を中心に支援を行っておりますが、義務教育終了後はそういった子どもへの支援がなかなか行き届いていない状況の中、現在は東部地区にハートフルスペースを設置していますが、本年度から中部、西部地区にもハートフルスペースを開設するもので、4月12日に開所式を実施しました。その開設に伴い、支援の方法についても、今まではどちらかという待ちの姿勢で相談を受けていたのですが、本年度は、全県において、積極的に関わるアウトリーチ型の支援に力を入れていきたいと考えています。中部のハートフルスペースは、旧河北中学校の校舎近くの若鮎会館を整備して利用しますが、整備が整うまでは校舎の保健室を利用し、支援員1名、指導員1名という体制で臨んでおります。西部は、旧米子警察署長公舎を利用し、支援員1名、指導員2名という体制で臨むための準備をしているところです。

アウトリーチ型の支援に向けては実態把握が非常に大切になるのですが、現在は東部地区において、中学校、高等学校を訪問しております。中学校卒業後、進路が決まってない子どもの状況について7件程の情報提供をいただいております。今後は電話や家庭訪問等を通してそれぞれの相談に乗っていききたいと思っております。中部、西部においては今後実施していくのですが、今年の3月に中学校を卒業した生徒や、高等学校を中退した子どもの情報を把握し、アウトリーチ型の支援を行っていききたいと思っております。その際にはソーシャルワーカー、カウンセラー等とも連携し、色々な角度から相談に乗ってきたいと考えています。開所式以降、現状は電話相談等を進めておりますが、施設がまだ整っておりませんので、施設の完成後、通室者への支援等をしっかりと開始していききたいと考えております。

報告事項ク 青谷上寺地遺跡におけるAR（拡張現実）技術体験アプリの運用開始について

○片山文化財課長

報告事項ク、青谷上寺地遺跡におけるAR技術体験アプリの運用開始について報告いたします。かねてから開発をしていたのですが、3月28日から運用を開始しました。アプリの詳細ですが、資料に添付しているチラシをご覧くださいと思います。スマホを使用するもので、実際の道路の足元に何カ所かマーカーというマークを設置しており、それをスマホで読み込むと、発掘したときの様子や出土品の画像が見えたり、関連する説明動画が流れたりするというものです。出土品の画像は、図鑑にコレクションする形で遊べるようにもしております。アンドロイドでもiPhoneでも使用できますが、今後はスマホをお持ちでないお客様がいらっしゃる時のために、青

谷上寺地遺跡展示館でタブレットを貸し出して、ご覧になっていただけるよう、10台程度準備する予定です。また、この画像を見ながら現地で説明してガイドできる方を、地元と一緒に育てていくことも計画しております。

報告事項ケ 学校生活ガイドブック（日本語版・英語版）の改訂について

○影山人権教育課長

報告事項ケ、学校生活ガイドブック（日本語版・英語版）の改訂について、報告させていただきます。このガイドブックは、県内における外国から来た保護者の方が、日本の学校制度や学校生活に関し理解を深め、不安を解消していただくために学校生活に関する事項をまとめたものです。平成17年度に作成し、平成25年度に改訂し、9言語について作成しております。この度の改訂では、平成25年度以降の諸制度の変更に沿った改訂を行うもので、ひとまず日本語版と英語版を作成しております。主な内容については、資料中に主な掲載内容として記載しているところで、日本の学校制度について、教育内容、教育費、就学費の現況、主な年間の行事、行事例、小中学校の登下校、服装、持ち物、給食、教科書、時間割、部活動についてと、学校からの案内通知文、健康関係の通知文のひな形を載せております。

今回は、放課後児童クラブ、教育課程、教育費、健康関係の通信文、調査表等についての内容について、改定を実施しました。今後、今回作成した日本語版と英語版に加え、他の言語の、中国語、韓国語・朝鮮語、スペイン語等について順次改訂して通知を行っていく予定です。周知については、ホームページへの掲載、市町村教育委員会や各学校へ通知、校長会での通知等により行っております。また、保護者の方へ、夢ひろばにも掲載して周知を行います。本日、報道機関に対して資料提供を実施します。詳細の内容についてはまたご覧いただきたいと思っております。

報告事項タ 教職員の多忙解消・負担感軽減に向けた取組について

○足羽参事監兼教育人材開発課長

報告事項タ、教職員の多忙解消・負担感軽減に向けた取り組みについて、説明させていただきます。同じ内容について、昨日行われた市町村との教育行政連絡協議会でも報告させていただいたところです。近年、小、中、高と校種を問わず、学校に求められるものがどんどん増え、児童生徒の価値観、保護者の考え方が多様化して色々な対応が必要になる等、学校がますます多忙化しているという状況が、本県のみならず全国でも問題視されているところです。その中で、本県では平成25年度から「教職員いきいき！プロジェクトチーム」を立ち上げており、多忙感解消に向けて取り組んできたところですが、今年度は、それを更に一歩進めていくためにプロジェクトチームを発展的に解消し、県教育委員会、市町村教育委員会、学校関係者等が一体となり、外部の有識者のアドバイスを受ける体制も整えた「学校業務カイゼン活動推進検討会」を新たに立ち上げ、その取り組みを推進していこうとしております。

検討会は9名程度の委員で構成し、協議していただくのですが、その中に県立学校での業務カイゼン部会、市町村立学校での業務カイゼン部会、先程来話題になっている部活動についてのカイゼン部会の三つの部会を立ち上げ、それぞれの視点でできることから着実に実施できるようにしております。特に県立学校においては既にカイゼン推進校を決めてカイゼン活動を行うことを以前から開始しており、なかなか抜本的な業務の削減は難しいところですが、毎年の報告を受け

る中で、分掌組織のあり方、業務の進め方、会議の実施方法等を変更することで随分と変わってきていると確認できているところです。

市町村立学校については、県立学校の状況等をお示しする等、こちらからもアプローチをかけながら、カイゼンに向けた動きを作っていただいているところです。特に、平成30年4月からは学校業務支援システムというものを導入するべく準備を進めているところです。これまでは、生徒の基本情報、出欠管理等について、各小学校、中学校ごとにそれぞれのプログラムを使用しており、異動のたびに新たな方法に慣れる必要が出てくるために非常に手間がかかるという状況でしたが、全校で同じシステムを導入することで業務の効率化を図ろうとするものです。個人情報がたくさん含まれますので、当然、情報セキュリティー面での対策もしっかりと検討していきます。資料に具体的なシステム機能やスケジュール等を記載しております。このシステムについても、導入したからすぐに仕事が楽になるということではなく、一番重要な先生一人一人の意識改革等、業務の効率化に向けた取り組みを進めていくきっかけの一つにしたいと考えています。

また、これに関連して、市町村立学校における、勤務時間外及び自宅持ち帰りによる業務時間数調査結果について報告させていただきます。昨日、市町村の連絡協議会で報告しましたので、本日の日本海新聞に記事が掲載されました。委員さん方への報告が遅れましたことをお詫び申し上げます。具体資料を添付しておりますが、平成28年9月の1ヶ月についての調査で、勤務時間外における業務時間が、小学校では49.94時間、中学校では59.95時間あり、中学校では休日の部活動指導を背景に、1割近くの教職員で100時間を超えているという実態がわかりました。これは、調査をすることが目的ではなく、こうした実態であることを学校の管理職、各市町村の教育委員会にも把握していただき、この長時間勤務を、どう削減、解消するかということを検討するきっかけとすることが大切だと考えています。今後、職員の勤務実態をしっかりと把握し、何が負担になっているのか、仕事の偏りがいいのか、学校として改善できる部分があるかということについて、学校全体として、市町村と一体となって業務改善に取り組んでいきたいと考えております。

県立学校においては、同様な調査を毎月実施しています。県立学校では出退勤を記録するICカードを導入しておりますので、これを利用して、出退勤間の時間の確認や時間外の業務の内容の調査を実施し、毎月集計したものを学校長、職員に連絡して認識していただき、意識改革を進めていこうとしています。

○中島委員長

それでは、質問等がありましたら、お願いします。

○坂本委員

報告事項アの幼児教育センターについて、支援の対象には私立の保育園等も入るのでしょうか。

○音田小中学校課長

はい、対象に入ります。

○中島委員長

小中学校課や各教育局に幼児教育の担当者が配置されるとのことでしたが、この方たちの専門性は、どうかたちで担保されることになるのでしょうか。

○音田小中学校課長

まず、小中学校課、各教育局の担当指導主事については、それぞれ専門の研修会、国の説明会等で研修を受けてきており、その内容も指導主事間で共有していますので、指導主事として各学校や園に出かけられる力を持っています。また、各教育局に配置された保育専門員、幼児教育アドバイザーについても、元園長先生や、福祉部局でずっと幼児教育の経験を積まれた方といった非常に信頼度の高い方を選考しております。それぞれ保育の専門家、幼児教育の専門家となりますので、東、中、西部でも定期的に連携を取りながら、各地域の保育園、幼稚園、認定子ども園に対しての困りごとへの対応や研修会の対応等をできるようなシステムを構築していきたいと考えております。

○中島委員長

県の教育委員会の中に、こういった幼児教育担当の部署ができるというのは、全国的にもよくある流れなのではないでしょうか。

○音田小中学校課長

幼児教育センターを置くことは国から推奨されているところで、都道府県ごとに、既に設置しているところ、検討中というところがあります。中でも、鳥取県は割と早い時期に幼児教育センターの設置を実現できました。

○中島委員長

とてもいいことだと思います。鳥取県は、森の幼稚園が話題になったりしている中、ぜひ、鳥取県の幼児教育はすごくいいということが全国的に知れ渡るような動きにしていければいいと思います。また、先生、保育士の方の質の向上も非常に重要なテーマになると思いますので、そちらも意識していただきたいと思います。

○佐伯委員

研修の機会があっても、保育園から保育士らが出席するのはなかなか難しいという話を聞きます。元園長先生の方が担当なら、状況もわかり、こういう保育が望ましいという具体的な話をすることもやりやすいと思いますので、ぜひとも保育園等も訪問していただくようにしていただけたらいいのではないかと思います。

○鱸委員

保育園について、園によってかなり質が違うという現実があります。実際に子どもの通う保育園を変えたら差が大きく、子どもが変えた後の園の文句を言うようになったという話も聞きます。幼保連携の大切なことだと思いますが、標準化するというのも大切だと思います。

○中島委員長

私も確かに幼稚園や保育園によって、内容が相当違うと思うことがあります。標準化はある程度行った方がいいと思うのですが、一方で、園ごとの違いは良さでもあると思います。標準化を目指すのは、非常に難しいと思うのですが、どこまで標準化することを考えればいいのでしょうか。小学校での学習内容は当然に標準化されていますし。

○音田小中学校課長

幼稚園、保育園には私立のものと市町村設置のものがあり、監督も教育委員会が行うもの、福祉部局が行うものがあり、一律に実施するのは非常に難しいところがありますが、現在、幼児教育振興法という法律が審議中で、幼児教育全体についての法律が作られようとしています。この法律を一つの契機に、標準化に向けて、福祉部局や各市町村との理解も進めていけることにならないかと考えているところです。実際に、園側としても、そういった課題意識を持っておられるところが増えているのも事実ですので、アドバイザーや指導主事が関わり、研修や相談を通して地道に進めていくことも大事だと思っています。県内全部で、200余りの園がありますので、どの程度訪問できるかという問題もありますが、今年の見学数もカウントし、できることについて検討していきたいと考えております。

○中島委員長

親にとっての利便性を強調される園もあれば、教育内容を強調される園もある等、相当に幅があり、そういう部分でも難しく、また、必ずしも全くの標準化を行う必要はない部分もあるとは思いますが、やはり最低限のラインを設定して上げる必要はあると思います。それに向けて幼児教育センターは重要な役割を担うと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○佐伯委員

希望する園に入れず、第3希望、第4希望の園によやく入れる子どもさんもいますし、保育士が不足しており、非常勤の方と時間を割り振りながら運営している園もあるという話も聞きますので、どの子どもに対しても、ある程度と同じような質の保育を確保できるということは、非常に大事なことだと思います。

○坂本委員

保育園等に通わず、家庭で面倒を見ている子どもとのつながりはあるのでしょうか。また、発達障がい等についてしっかりと見るような機会は、この幼児教育センターの動きの中に含まれるのでしょうか。

○音田小中学校課長

幼児教育センターでは、保育指針と幼稚園教育要領とのカリキュラム上の整合性や、つなぎの部分でのカリキュラム作成に重点を置いて動くようになっているのですが、今後は個別の相談の実施や課題のある子どもたちへの対応も広めていかないといけないと考えています。一方、発達に関する相談を専門的に受ける専門医が、東部ではいじめ・不登校総合対策センターに、中部、西部では療育園や医療機関にいらっしゃいますので、ここの連携、つなぎを行っていくようにすることも検討していきたいと思ひます。

○鱸委員

それぞれの療育センターで、障がいを持った子どもの療育について、保育所とかなり密に連絡をとり、療育セミナー等を定期的に開いて対応していると思ひます。また、市町村においてはかなりの知識のある専門の保健師の方がおり、療育センターと連携して関係づくりができていていると聞きます。

○中島委員長

続いて、報告事項イについてはいかがでしょうか。特段無いようですね。
報告事項ウについては、いかがでしょうか。

○鱸委員

英語の成績が二極化するのはどういう背景があるのでしょうか。

○徳田高等学校課長

英語は中学校になってから初めて学ぶ科目ですので、最初の段階で基本的な部分を十分修得できず、ずっと学年が進行してしまつて入試の段階で力が付いていない生徒が幾分かいるという状況だと考えています。二極化傾向も最近は解消されてはいます。

○中島委員長

中学校1年生から英語が始まる中、その段階ですでに、自分は勉強が得意、苦手と思つており、モチベーションに相当な差があるのだと思います。英語は相当シンプルなことから始め、英語圏の人なら誰でもしゃべれるものなので、モチベーションが同じであればそれほど差が付くはずがありませんので。初めの段階でのエンジンのかかり方に差があることが、二極化を生む要因になっていると思つています。

○鱸委員

今後の小学校での英語教育導入により、この傾向が解消されるのか、注意して見ていく必要があると思つています。

○中島委員長

課題としておっしゃつた、自らの考えを表現する力、考えをまとめて説明する力について、詳しく聞いた問題はありますか。

○足羽参事監兼教育人材開発課長

国語では、今年度、文章の中に作文して埋めるという問題を出題しました。文章の中の場面での登場人物の心情をしっかりと理解し、自分なりの表現をするというもので、自分の思いだけを記載するのではなく、情景等の条件と読み取り、それを踏まえて自分の思いを説明する必要が有る問題でした。一方的に思いを伝えることはできるのですが、周りの人の意見や状況を分析しながら自分の思いを説明することが難しかったようで、正答率が低かったです。

社会では、基礎的、基本的なことを理解した上で、グラフから情報を読み取る問題での正答率が低い傾向がありました。

理科では、それぞれの分野において、実験を行い、その結果について、正しいか、それはなぜと言えるか、という考察を行う問題や、実験結果を推測する問題を多く出題しましたが、そこでの正答率が低かったです。

○中島委員長

記述問題が多いと、採点が難しいということはあるのでしょうか。

○足羽参事監兼教育人材開発課長

こちらからは基本的な採点基準を示しますので、難しいという部分は無いと思いますが、学校ごとに、うちの学校の生徒ならば、これぐらい書ければ、という判断から多少の部分点を与えることもありますので、若干の違いはあります。

○中島委員長

今後、記述式を増やしていこうという傾向、考えはあるのでしょうか。

○徳田高等学校課長

選択式と記述式については、バランスを見ながら、どちらの問題も偏りが無いようにしていきたいと思っていますので、今後特段に増やすということは考えていません。ですが、その問い方については、所与の条件から答えに導く過程を表現する力を問うような問題、単純に答えを出すだけでなく、色々な要素から答えを導き出す問題を増やしていければいいと思っています。

○中島委員長

入学試験はだいたいどの学校でも5教科で実施しているのですが、学校ごとに教科をしぼったり、学校独自の問題を作成したりすることはできないかと思います。デメリットがあることはわかるのですが、現在学校の魅力化、個性の強化について検討している中、入り口の試験において学校からのメッセージを強く出すことにつながると思うのですが。高校改革とセットで考える必要があると思います。

○徳田高等学校課長

学校独自の問題の希望があるか、学校に聞いてはいるのですが、現在は各校からの希望が無いという状況です。現在、入試改善検討委員会というものがありますので、おっしゃったような入試の在り方について、現場の先生方の意見も聞きながら検討していきたいと思っています。

○足羽参事監兼教育人材開発課長

入学試験においては、教育課程に関連する部分、学習指導要領を絶対に逸脱しないということが大きな条件にあります。学校独自問題の作成は非常にいいと思うのですが、一校で問題を作るとなると、その条件の確認には非常に手間がかかります。特色化の思い入れが強ければ、そこもできるということはあると思いますが、その辺りがポイントになると思います。

○中島委員長

報告事項エについて、今回の評価では大きな問題は無かったということですね。

○徳田高等学校課長

はい、そうです。「概ね満足」というC評価、「良い」というB評価が多く出ました。

○若原委員

評価基準は持っていると思うのですが、9グループで評価すると、若干の評価の甘辛のばらつきが出てくると思います。全体を見ての調整はしているのでしょうか。

○足羽参事監兼教育人材開発課長

第三者評価委員会の中で、評価の視点、基準を合わせるように話をするのですが、実際の評価においてはグループごとの見方、期待値により若干の差は出てまいります。

○佐伯委員

特別支援学校の中では、鳥取聾学校について、概ね満足のC評価が中心なのですが、他の養護学校と比較すると、評価が低いように感じます。何かあるのでしょうか。

○中島委員長

鳥取聾学校は、注目度が上がってきている中で、対外的な事務等が出てきて忙しくなっているということもあるのかと思います。

○佐伯委員

教育課程の実施状況や進路指導の状況について、概ね満足という評価でよしとするわけではないですね。どの学校も、良い、優れている、というところを目指してほしいと思います。

○鱸委員

報告事項オのグローバルリーダーズキャンパスについて、受講者はどのようにして集めているのでしょうか。

○足羽参事監兼教育人材開発課長

私立も含めた全ての高校に対して募集を行い、希望した者が受講します。昨年度は35名が受講しており、中には高校3年生も、1年生もいます。

○鱸委員

わかりました。ということは、能力に違いはあっても、かなりモチベーションが高い生徒が受講するという事ですね。具体的なテーマとか、講座の流れを見ると、相互のやり取りもあり、非常にレベルが高いのだと思います。すごいですね。

○中島委員長

講座の様子を見てみたいので、映像をとっていただけませんか。

○佐伯委員

受講した生徒の声も、感想も聞いてみたいです。

○中島委員長

この講座で、スタンフォード大学にはいくら払うのでしょうか。

○徳田高等学校課長

約9百万円です。

○中島委員長

意外に高いですね。一人あたりに換算すると30万円近くになりますし。生徒の個人負担はありませんよね。

○坂本委員

間に業者が入ることで高くなっているのでしょうか。

○山本教育長

大学としては、社会貢献の一環としての寄付講座としての実施となっており、業務委託のような形ではありません。直接スタンフォード大学とやり取りしているもので、開講式には教授が来られたりしました。

生徒の個人負担はありません。

○佐伯委員

報告事項キのハートフルスペースについて、とてもいい取り組みだと思うのですが、この支援員、指導員と、支援対象の子どもをつなぐところが非常に難しいと思います。中学校の担任の先生等と連絡をとるところから始めないと、いきなり会える状態にはならないと思います。

○三橋いじめ・不登校総合対策センター長

はい、我々もそう考えています。いきなり県の職員だと言って会いに行っても会ってくれないので、まずは中学校、高校の先生に間に入っていただき、保護者に対して連絡先を教えていいか尋ねていただき、了解をとれた保護者のところに連絡をしていくという手順を進めていこうと考えています。

○佐伯委員

子どもの方も、学校に行っていない中、学びたい、動いてみたいと思っても、情報がなかなか得られないし、どこに行けばいいかわからないという状況もあると思いますので、効果的に活動していただくよう、お願いしたいです。

○鱸委員

子どもにもそれぞれの状況に色々な背景があると思うのですが、それは教育の分野だけで解決できるものではないと思います。ですので、ハートフルスペースには、医療、福祉といった色々な方面にアンテナを立て、広い視野で見て行く必要があると思いますし、直接相談に来ることが出来ない思い状況にある子どももいることも知っておくことが重要だと思います。そのためには県内の3箇所にはハートフルスペースを設置したのはとても意味があることだと思います。一つの事例に対し、できるだけ近くでそれぞれの分野が関わって対応できるようになってほしいと思います。

○三橋いじめ・不登校総合対策センター長

現在、スクールソーシャルワーカーは東部のみへの配置となっておりますが、依頼や状況に応じて中部、西部に出かけて相談に乗ったり、連絡協議会を実施して、関係機関との連絡調整や情報交換をしたりしながら進めていきたいと思っています。

○佐伯委員

町村の窓口、児童相談所、福祉保健部局にもそういった担当の方がいらっしゃるはずで、そこにも色々な情報があると思います。連絡が取れない子どもがいた場合の連絡等、連携していければいいと思います。

○三橋いじめ・不登校総合対策センター長

はい、そちらについても、関連の部署、窓口等に対して、ハートフルスペースの事業についてのお知らせも兼ねて話をしており、今後連携を取れるようお願いをしてきたところです。

○鱸委員

対象の子どもと関係性が切れるのが一番問題になると思いますので、こちらからアプローチをかけて関係をつなげるばかりを考えるだけでなく、各方面で誰かがつながっているという状況を目指してアプローチを考える方がいいと思いました。

報告事項クについてですが、報告のあったスマホのアプリは、日本語以外の言語には対応しているのでしょうか。画面や、説明の中にわかる言葉が入ってくると、見る方の印象に残ると思うし、広がりが出てくると思います。観光で来られる方等向けに考えていただければと思います。

○片山文化財課長

現在は外国語には対応していないのですが、運用しながら改良していきたいと思います。

○中島委員長

こういったアプリの製作は、専門の業者に依頼して作成されるのですか。

○片山文化財課長

県内にもアプリの製作を行う事業者がおり、そこに依頼して作成しております。

○坂本委員

将来的に、むきばんだ遺跡等、他の遺跡にも広げていく予定はあるのでしょうか。

○片山文化財課長

やっと青谷で運用を開始したところですので、今後の展開はこれから考えていきます。

○鱸委員

これは無料ですよね。海外の美術館等では、このような内容のもので、有料のケースもありますが。

○片山文化財課長

はい、無料です。

○中島委員長

報告事項ケの学校生活ガイドブックについて、言語の種類が多くて驚いたのですが、これは実際にその言語を使用する方がいらっしゃるから、作成しているのでしょうか。

○影山人権教育課長

実際に小中学校に、どれくらいの外国籍の生徒、保護者の方がいるかということは把握していませんが、平成28年10月に国際交流財団が鳥取県内に在住の外国籍の方の調査をしたものがあり、これによると約4,000人の外国籍の方が県内におられ、そのうち中国、韓国、フィリピン、ベトナムが多く、それらで全体の約4分の3を占め、続いてインドネシア、タイ、カンボジア、ブラジル等、48カ国の方がいらっしゃるという状況です。これに対して全ての国の言語に対応しているわけではないですが、ほとんどの国の言語に対応できるようになっております。

○中島委員長

日本語版、英語版は4月14日に公開されるとのことですが、他の言語版はいつごろ作成、公開される予定でしょうか。

○影山人権教育課長

現時点で具体的な計画はありませんが、順次作成、公開していこうと考えております。英語版をまず作成したのは、他の言語版を作成するための元になるからで、今後、この英語版を元にして他の言語版を作成していきます。

○中島委員長

改訂前のものは、全部の言語版が作成されていたのでしょうか。

○影山人権教育課長

はい、全ての言語版を作成しておりました。日本語版にページ数を付けており、保護者とやり取りの際に、「何ページを見てください」と説明し、参照できるようにしておりますが、他の言語版も同じページ数に同じ内容を記載し、同様に参照できるようにしています。また、ガイドブックの巻末には保護者への通知の雛形も付けておりますので、その通知の文面を使用して保護者に外国語で通知を出すこともできるようにしております。

○中島委員長

報告事項タについて、勤務時間外の業務時間を見ると平成18年から増加してしまっていますね。勤務時間外の業務時間は、なぜ増えるのでしょうか。

○山本教育長

結果をご覧になる中でご注意いただきたい点があるのですが、今回調査は平成18年の調査と方法が若干異なっており、平成18年の調査の際には含まれていなかった始業前の時間における業務時間が今回には含まれております。

○足羽参事監兼教育人材開発課長

個人情報保護の観点から、通知表や学籍簿の作成等、自宅持ち帰りによる業務をしないようになり、学校で完結させることとなった分、学校での業務時間が増加している面もあります。

○中島委員長

自宅持ち帰りによる業務時間が、小学校では平成18年から10時間減少しており、その分勤務時間外における業務時間が増え、それに新たに対象となった始業前の業務時間が加わったと考えれば、平成18年からそれほど増えていないという考え方もできるということですね。

勤務時間外の業務時間は、目標は0時間とすることになるのでしょうか。

○足羽参事監兼教育人材開発課長

もちろん、理想は0時間とすることで、時間を少なくすることが大切だと思いますが、必ずしも時間だけの問題でなく、教職員が業務に追われて忙しいと感じる状況を回避し、意欲的に業務を行える姿勢を持てるようにする必要がありますと考えています。

○山本教育長

まずは、勤務時間外の業務時間が100時間を超える教職員の数は、0にしないといけないと考えています。

○鱸委員

教職員の場合も、勤務時間外の業務時間が100時間を超えている状況での事故は、労災として扱われるのでしょうか。

○林教育総務課長

はい、その勤務時間に関する基準は基本的に民間の労災と同じです。

○鱸委員

通常業務を行うために勤務時間外での業務が必要という状況なのであれば、業務の効率性の検討、取捨選択をする必要があると思います。本来、民間企業等で業績として評価される勤務時間外の業務とは、その時間外での業務により、成果が出たり業務内容が向上したりするものですので。

○中島委員長

残りの報告事項については、説明を省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。（賛同の声）。では、以上で報告事項は終了です。その他何かございましたらお願いします。

4 その他

○佐伯委員

報告事項シに添付していただいている学校防災マニュアルの中に、スリッパでは迅速な避難は困難で、迅速な避難誘導のためには「上履き」を見直すことも必要だと記載があります。実際に中学校や高校に行くと、生徒がスリッパを履いている学校も多くあるのですが、今後、これも見直す等、検討されているのでしょうか。

○林教育総務課長

防災マニュアルについて、現在は専門家の意見等も伺いながら指針を作成した段階です。この後の個別の実施内容については、今後協議、検討していきたいと考えています。

○中島委員長

では、これで本日の教育委員会は閉会とします。次回の定例教育委員会は5月17日の開催でよろしいでしょうか。（賛同の声）。

ご起立ください。以上で本日の日程を終了します。お疲れさまでした。